

健康食品の購入トラブルに注意

生活 パイロット

誰でも健康について
は関心が高いもので
す。「これを飲めば健



康になる」と電話で勧

められると、その商品

を購入してみたくなる

方も居るでしょう。県

内では、いわゆる健康

食品に関する相談が数

多く寄せられていま

す。注意しましょう。

【事例1】

「健康食品を購入で

きる資格がある50人に

あなたが選ばれた」と

電話がかかってきた。

商品の説明書を送るよ

う依頼したところ、代

引き配達で商品が送ら

れてきた。その場で、

1万5千円請求された

ため支払ってしまった

が、納得できないので

返品したい。

【事例2】

健康アンケートの電

話がかかってきた。「健

康状態は良い」と答え

たが、長時間にわたっ

て強引に健康食品を薦

められ、断り切れずに

代引きは受け取り拒否を

購入することにしてし
まった。よく考えると、
必要ないので断りた
い。また、お試して購
入した商品が届けられ
る契約条件になっていた
事
例も見受けられます。
実際に、同封されている
書類をよく読みまし
う。

【アドバイス】

代引き配達などで届
いたとしても、注文し
ていなければ受け取り
を拒否し、代金を支払
う。万一、支払ったと
しても、商品(契約書)
を受け取って8日以内
であれば、クーリング
オフできます。

電話勧誘などで商品
を薦められても、必要
なければきっぱりと断
りましょう。自分は断
ったつもりで、「いい
です」「結構です」な
どあいまいな返事をす
ると、業者は承諾した

困ったときやトラブ
ルが生じた場合は、で
きるだけ早く近くの市
町村の消費生活相談窓
口やアイネスに相談し
てください。

(県消費生活・男女
共同参画プラザ)アイ
ネス、☎097・53

4・0999消費生
活相談電話)